

## 茨木市青少年健全育成事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市内の青少年健全育成関係団体が実施する青少年健全育成事業に対し、市が補助金を交付することにより、地域における青少年の健全育成活動を推進することを目的とする。

### (補助対象団体)

第2 補助の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 小学校区こども会育成連絡協議会
- (2) 小学校区青少年健全育成運動協議会
- (3) 小学校区青少年会育成会
- (4) 中学校区青少年健全育成運動協議会
- (5) 中学校区青少年指導員会
- (6) 茨木市こども会育成連絡協議会
- (7) 茨木市青少年指導員連絡協議会

### (補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2第1号から第3号までに規定する団体が実施する、地域での人間関係の構築及び青少年の地域活動への参加を促進する事業
- (2) 第2第4号及び第5号に規定する団体が実施する校区生徒の問題行動の抑制及び規範意識の醸成を図る事業
- (3) 第2第6号及び第7号に規定する団体が実施する青少年健全育成事業

### (補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、補助対象団体が実施する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 専門的な知識を有する講師、指導者等への謝礼
- (2) 交通費
- (3) 物品購入費（備品を除く）
- (4) 印刷製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 傷害保険料
- (7) 手数料
- (8) 会場設営等の委託料
- (9) 会場使用料及び物品賃借料

(10) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額)

第5 補助額は、別表に定める額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 事業収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更の届出)

第8 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第9 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業収支決算書

(3) 領収書等の写し

(補助金額の確定等)

第10 市長は、第9の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第11 第10の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、概算払請求書(様式第8号)に

より概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第12 市長は、第11の規定による補助金交付請求書を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の精算)

第13 第10の補助金確定通知書を受けたもののうち、第11ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続きを行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足がある時は、指定された期日までに補助金精算追加分交付請求書(様式第9号)により不足分を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。  
(茨木市青少年健全育成関係団体補助要綱の廃止)
- 2 茨木市青少年健全育成関係団体補助要綱（平成17年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市青少年健全育成事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月16日から実施する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市青少年健全育成事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第16の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市青少年健全育成事業補助

要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表（第5関係）

補助対象団体	補助額（円）
①小学校区こども会育成連絡協議会	20,000＋在籍数×15
②小学校区青少年健全育成運動協議会	90,000＋在籍数×50
③小学校区青少年会育成会	20,000
④中学校区青少年健全育成運動協議会	90,000＋在籍数×50
⑤中学校区青少年指導員会	(④と⑤を合わせた補助額)
⑥茨木市こども会育成連絡協議会	75,000＋在籍数×5
⑦茨木市青少年指導員連絡協議会	65,000＋在籍数×50

備考 在籍数とは、補助を受けようとする年度の小学校区又は中学校区の在籍児童又は在籍生徒の見込数をいう。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ㊟

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市青少年健全育成事業補助金交付申請書

茨木市青少年健全育成事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支予算書

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市青少年健全育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市青少年健全育成事業補助金は、次の条件  
を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市青少年健全育成事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市青少年健全育成事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市青少年健全育成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市青少年健全育成事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円  
変更増減額 円  
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨 木 市 長

様式第5号（第9関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名 ⑩

※代表者名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市青少年健全育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金概算払額
- 4 補助金精算額
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類
  - (1) 事業実績報告書
  - (2) 事業収支決算書
  - (3) 領収書等の写し

様式第6号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市青少年健全育成事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市青少年健全育成事業実績報告書を審査の結果、  
事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |                |    |   |
|---|----------------|----|---|
| 1 | 補助金交付決定額（うち概算額 | 円） | 円 |
| 2 | 補助金確定額         |    | 円 |
| 3 | 補助金差引額         |    | 円 |

年 月 日

茨木市長

様式第7号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

⑩

茨木市青少年健全育成事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

様式第8号（第11関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

㊞

茨木市青少年健全育成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金概算払請求額 円

4 概算払を必要とする理由

様式第9号（第13関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

⑩

茨木市青少年健全育成事業補助金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金  
精算追加分を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 補助金交付確定額 円

3 補助金交付済額 円

4 精算追加分請求額 円